



にしごう

広報にしごう第197号
昭和62年5月1日

VOL.5

■人口のうごき 人口15,054人(-38) 男7,607人(-34) 女7,447人(-4) 世帯数3,647戸(-20) 4月1日現在()は対前月比



春のそよ風

▲春は入学式のシーズン。親に連れられ、入学する姿は本当にうれしそう。

おもな内容

議会のうごき.....	2-3
昭和61年度の主な事業.....	4-5
新宿でふるさと交歓会.....	6
統計調査結果シリーズ.....	7
新国民年金のすかた.....	8-9
おしらせ.....	10



▲ミズバショウが見事に開花しました (田土ヶ入地内)

議会のつぎ

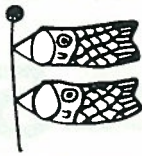
昭和六十二年村議会第一回定例会は、三月十一日から二十日までの会期で開催され、審議の結果、可決されましたことは既に広報にしごう第一九六号でお知らせしましたが、今回、その主な内容を紹介します。

議案の審議

特別職等

報酬が改正

人事院の勧告により、一般職員の給与改定が昭和六十一年四月一日から適用されたのに伴い、西白河地方特別職報酬審議会の答申により、村長等の給与額が改正されました。主な改正は、次のとおりです。



職名	改正前	改正後
議会議員の報酬	円	円
議長	月額 187,000	195,000
副議長	" 156,000	163,000
議員	" 140,000	146,000
村長等の給与	円	円
村長	月額 537,000	561,000
助役	" 427,000	446,000
収入役	" 399,000	417,000
教育長	" 387,000	404,000
教育委員会委員長	年額 118,000	120,000
" 委員	" 104,000	106,000
農業委員会会長	" 169,000	172,000
農業委員会会長職務代理者	" 161,000	164,000
" 委員	" 152,000	155,000
選挙管理委員会委員長	" 87,000	88,000
" 委員	" 69,000	70,000
監査委員(知識経験者)	" 114,000	116,000
" (議会選出)	" 79,000	80,000
消防団 団長	" 136,000	138,700
" 副団長	" 89,000	90,700

対交通安全対策会議 条例の一部を改正

これは、国鉄の改革による新会社設立に伴う名称変更により、条例の一部改正を行いました。

白河都市計画事業白 河西郷土地区画整理 事業施行に関する条 例の一部を改正

国鉄の改革による名称変更により、条例の一部改正になりました。

村健康づくり推進協 会条例の一部を改正

村行政改革推進委員会の答申により、委員の定数を削減するため条例の一部が改正されました。

生活路線バス等運行対 策審議会条例を制定

生活路線バス及びスクールバスの合理的運営を図るため、村長の諮問に応じ審議する機関を設定する条例を制定したものです。

村保育所・保育料の徴収に 関する条例の一部を改正

児童福祉法の一部改正に伴い、入所児に係わる扶養義務者

農村広場設置条例の 一部を改正

下羽太農村広場(羽太字狸屋敷九三一一)の完成に伴い、名称、位置について字句を追加するため条例の一部改正を行いました。

村公民館条例の一部 を改正

村行政改革推進委員会の答申に基づき、公民館運営審議会委員の定数を削減するため条例の一部改正を行いました。

農民研修センターの 設置・管理に関する 条例の一部を改正

中央農民研修センターの大研修室の使用料を適正な料金に改めるため、条例の一部改正を行いました。

その内容は大研修室の放送・照明設備を使用する場合、職員勤務時間以外の使用は基本料に五千円の付加金を納入しな

の負担金(保育料)について改正を行ったものです。

ればならなくなりました。また基本料一回の使用時間は四時間となりました。

村スポーツ振興審議会条例の一部を改正

村行政改革推進委員会の答申により、スポーツ審議会委員の定数を削減するため条例の一部改正を行いました。

村コミュニティセンター(文化センター)の設置・管理に関する条例の一部を改正

コミュニティセンターの使用時間を明確にするため、基本料一回の使用時間を四時間以内とする字句を追加する改正を行いました。

村民体育館設置・管理に関する条例の一部を改正

体育館の使用料を適正な使用料金に改めるため、条例の一部改正を行いました。

村社会体育、レクリエーション施設条例の一部を改正

社会体育施設の使用について適正な使用料金に改めるため、各例の一部改正を行いました。

村道路路線認定

村道の状況(維持・管理等をする上で)を、より一層詳細にわたり把握するため、かねてより進めていた道路台帳の整備事業が完成したことに伴い、改めて村道の認定を行ったものです。

村道路路線の廃止

道路台帳整備に伴い、昭和六十二年三月十日以前に認定されている村道全路線の廃止を行いました。

昭和六十二年度一般会計当初予算額は、三十六億四千百九拾一万七千円(総額)

川谷小学校改築を始め、村道原中・大平線改良工事など計画される昭和六十二年一般会計予算及び特別会計予算が決まりました。

「財政の健全化」、「財源の効率的確保」、「村民の福祉向上に関する諸事業への重点・効率的配分」を考慮、更には、「管理経費の節減」を図り、一般会計において当初予算は前年度に比較して一〇・三四%の伸びとなりました。

また、特別会計においては、それぞれの特定目的のために応じた事業を実施するために、今年度当初予算二拾六億七千六百八拾三万一千円となり前年度と比較して七・〇三%の伸びとなりました。

人権擁護委員に小針さん再度推せん

任期満了に伴う人権擁護委員として、小針大一さん(七十歳・熊倉字火打山六一番地)が再度推せんされました。

子供を取り巻く環境は……

● 児童福祉法四十周年

今年には児童福祉法が制定されて四十年目の年です。この間に、子供を取り巻く環境はどう変わってきたのでしょうか。簡単に見てみましょう。

物の豊かさとの豊かさ

戦後の物のなかつた時代からは想像できないほど、生活用品はふえました。子供たちの中には、日用雑貨品や学習用品はもちろん、テレビゲーム、ステレオ、オートバイなどを持っている子もいます。

では、子供たちの心は、物の豊富さに比例して、豊かになっているのでしょうか。

非行を防ぐ家庭の役割

昭和五十五年ごろから問題になった校内暴力や、昭和六十年ごろ発生したいじめ——これらを見ると、必ずしも心は豊かになって

いるとは思えません。

「昭和六十一年中の少年非行等の概要」(警察庁)では、万引き、恐喝、自殺が増えたと報じています。こうした非行を防ぎ、子供たちの心の揺れや悩みを解消できるのは、生活の基盤となっている家庭といえます。親子のコミュニケーションが多ければ多いほど、こうした問題は少なくなるといわれます。

コミュニケーションで福祉を

「児童福祉法」の理念は二つあります。これは、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」と、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」ことを目指すものです。

五月五日から十一日までは、「児童福祉週間」です。この機会に、家族間や地域社会での児童とのコミュニケーションをどうとつたらよいかなど、身近なところから子供たちの福祉を考えてみませんか。



主な事業

写真の説明

▼事業名 ①事業概要 ②事業費

▼虫笠地区多目的農村広場建設工事



①面積1660.81㎡ ②11,250千円

▼原中・大平線道路改良工事



①幅5.5(7.0)m_歩道2.2m 延長355.0m
②30,000千円

▼椎茸乾燥調整施設工事



①本造平屋建1棟50.0㎡ 乾燥機2台
選別機1台 ②4,800千円

▼明治堰災害復旧工事



①コンクリート固定堰 延長32.0m ②35,983千円

▼敷川改修工事(流路・ 堰堤・堰堤護岸工)



①護岸積ブロック 延長130.5m
コンクリート重力式ダム 堰長
37.0m 堤高6.5m 護岸積
ブロック 延長10.0m 左岸
延長19.0m ②59,509千円

▼西郷・搦目線道路改良舗装工事外 3街路舗装工事



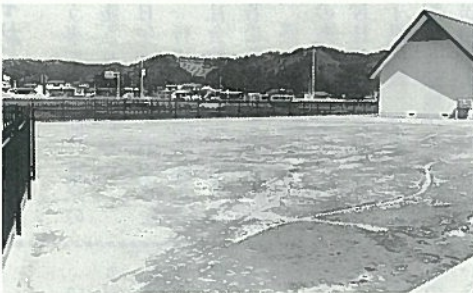
①幅20.0m 延長53.48m ②13,736千円

▼農道 4 号（上野原線）舗装工事



①幅4.0(5.0) m 延長686.9 m ②11,200千円

▼下羽太地区多目的農村広場建設工事



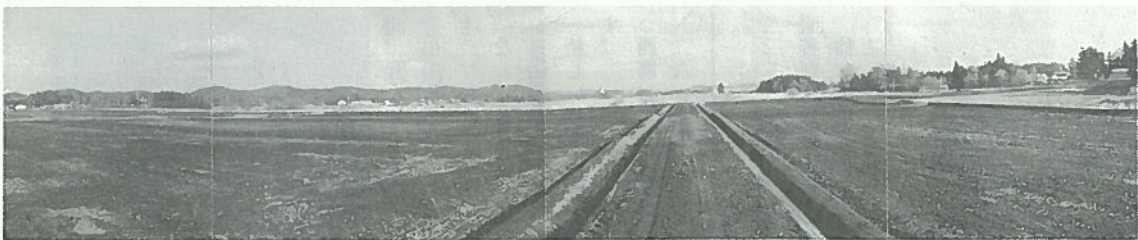
①面積1,369.0㎡ ②4,500千円

▼小田倉水路改修工事



①幅1.50×高さ1.20m 延長610.0m ②29,846千円

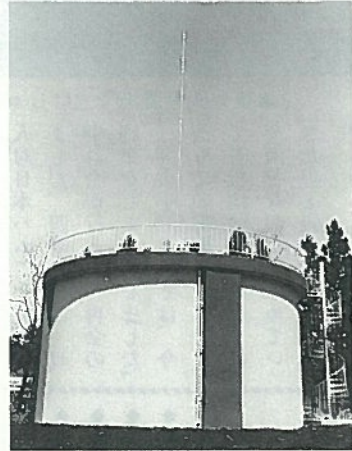
▼山下地区団体営土地改良総合整備事業（区画整理）



①区画整理32.0ha 農業用、用排水施設整備500.0m 暗渠排水3.7(3.0)ha 客土10.0ha ②55,500千円

写真で見る 昭和61年度の

▼第2工区配水池築造工事(追原)



①配水池345.0 t ②45,936千円

▼折口原・鶴生線道路改良工事



①幅5.5(7.0)m 歩道2.0m 延長290.0 m
②30,000千円

新宿東でふるさと交歓会

羽太小 ↓ 若松地区児童

去る三月二十八、九日の両日、羽太小児童四十名は、東京・新宿で行われた第五回ふるさと交歓会に参加しました。

この交歓会は、羽太小PTAと東京都新宿区若松地区青少年対策委員会が、三年前から実施しているものです。

最初は、ふるさとを持たない新宿の子供達を羽太に招いて、ふるさとの良さを体験させることから始まったものですが、「二年に一度は、新宿にも来て下さ



い」という事で、今回、東京の新宿で実施されました。

二十八日午前六時、羽太小を出発した一行は、午前十時新宿区・戸山社会教育会館で待ち受けていた若松地区の児童五十名と合流し、盛大な歓迎を受けました。このあと子供達は、渋谷にある「NHK放送センター」、青山の「子供の城」を楽しく見学、午後四時若松地区の児童宅へ直行、民泊しました。

翌日は、午前中に後楽園遊園地で乗り物に乗ったり、ゲームを楽しみ、午後にはプロ野球・オーブン戦(巨人対日本ハム)を観戦しました。四時からは、お別れ会が行われ、再会の約束をして帰郷しました。

羽太小PTAでは、今後もこの交歓会を実施して若松地区・子供達との交流をなお一層深めていきたいと張り切っています。

犯罪捜査に

ご協力を!

白河警察署管内では、最近空き巣狙い事件などの犯罪が発生しており、これから農繁期になりますと更に空き巣狙い等の犯罪が多発することが予想されます。

当署では未解決事件について総力をあげて捜査中ですが、捜査活動はただ警察の力だけで解決できるものではなく、みなさんの情報から事件を解決したという例が多くあります。

どんな小さな情報でも、犯罪について見たり、聞いたりして知っていることについて、みなさんからの通報を待っております。

- ◆事件を知ったらすぐ一〇番
- ◆被害にあったら届け出を
- ◆被害現場はそのままだ
- ◆聞き込み捜査にご協力を



新局舎完成

西郷郵便局

西郷郵便局では、昨年十二月から局舎の新築工事を行っていましたが、このほど完成しました。

旧局舎は、昭和三十六年業務開始以来、約二十六年間村民の方に利用され、親しまれてきましたが、近年、舎内が狭くなり、また駐車場がなかったなど不便をきたしていました。

このような状況から、旧局舎の向い側に移転工事が進められていました。

新局舎の敷地面積は三三〇、五八平方メートル、建物一



▲新しくなった局舎

四、五八五平方メートルで木造平屋建てです。駐車場も完備されています。

なお、業務は本年二月九日から開始されました。新しい住所は次のとおりです。

○西郷村大字小田倉字原中一 二六一二

税の知識

◎税に不服のあるときは

税務署長の行った税額の更正や決定、あるいは財産差押えなどの処分について納得がいかない人のために、税務署長に対する「異議申立て」と国税不服審判所長に対する「審査請求」の不服申立制度があります。

詳しくは最寄りの税務署(☎

二二一七一一)や仙台国税不服審判所にお尋ねください。

仙台国税不服審判所

〇二二(二二二) 七五六一



エイズとは

エイズという病気が

エイズは日本語で「後天性免疫不全症候群」といわれ、生きていくためにどうしても必要な体の抵抗力が破壊されてしまう恐ろしい病気です。

一九八一年(昭和五十六年)にアメリカで初めてエイズ患者が発見されて以来、現在までにアメリカ、ヨーロッパで約三万二千人、日本では二十九人(昭和六十二年二月末調べ)の症例が報告されており、WHO(世界保健機関)は、今後まだまだ増加すると警告しています。

どんな予防方法が有効ですか
 ■不特定の相手との性的接触は避け、とくに相手に注意しましょう。

男性同性愛者や静脈注射などによる薬物乱用者、エイズ多発国の人、売春行為をしている人などには注意を。

心配な方は保健所などで相談をエイズについて心配な方は役場保健課 二五一一一一(二二二)か最寄りの保健所に相談してください。いろいろな質問にお答えするほか、検査できる場所や医療機関を紹介しています。秘密は十分に守られますから安心してご相談を。

優良統計調査員に

感謝状

永年、統計調査業務に従事し、日頃からご尽力され、現在もお活躍しておられる次の方々に感謝状が贈られました。

▼福島県統計協会会長表彰(昭和六十一年十月二十一日)
 小田倉字馬場坂七八 菊川 作一

▼西白河地方統計協会会長並びに西白河地方統計調査員協議会長表彰(昭和六十二年三月二十七日)

○小田倉字伯母沢一八八 岩坂 文一
 ○羽太字原ノ前四六 伊東 貞雄
 ○熊倉字折口原六六 金内 輝雄
 ○小田倉字上野原三六九 近藤 芳雄

受賞された五名の方、おめでとうございます。今後共活躍されますようご期待します。

新学期を迎えて

新入学児童、生徒のみならず入学おめでとうございます。

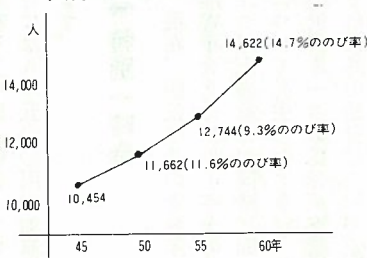
四月は、家庭・幼稚園生活から学校生活への切り替えをする時期です。次のことをよく守り規則正しい生活をしましょう。

- 早寝、早起きの習慣
 - 交通ルールを良く守り、決められた通学路を歩こう
 - 自立心を身につけよう
 - 友達をいっばい作ろう
- 本年度の村内小・中学校新入学児童生徒数を学校別にお知らせします。

昭和62年度新入学児童生徒数 [昭和62.4.6現在]

小学校 (人)				中学校 (人)			
区分	男	女	計	区分	男	女	計
熊倉小	39	36	75	西一中	72	62	134
小田倉小	59	49	108	西二中	54	40	94
米小	23	16	39	川谷中	8	8	16
羽太小	13	6	19	計	134	110	244
川谷小	7	10	17				
計	141	117	258				

1. 国勢調査時総人口の移り変わり

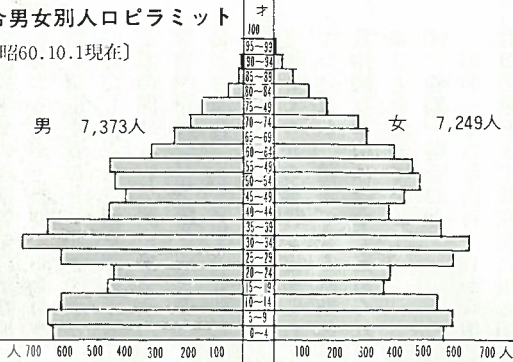


増加の理由として、企業進出に伴う地元会社への就職者の急増、また宅地造成が進み、新築

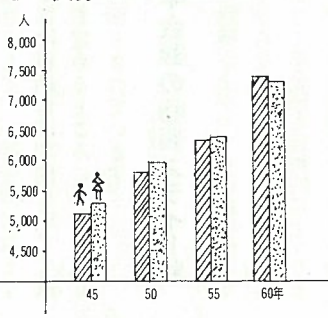
は県内一でした。当村の人口は、一四六二二人となりました。この数字は、昭和五十五年十月一日の調査から比較しますと、一八七八人の増加となり、十四・七%の伸び率は県内一でした。

3. 年齢男女別人口ピラミッド

[昭和60.10.1現在]



2. 国勢調査時の男女背くらべ



転入者が急激に増えたことが、大きな原因と思われる。国勢調査の結果をグラフで比較してみましょう。

新国民年金のすがた



国民年金の独自給付

現在の付加年金、寡婦年金および死亡一時金は、自営業者など第一号被保険者への独自の給付として存続します。

なお、改正後は新たに特別一時金が独自給付として設けられます。

1 付加年金

現在、月額四〇〇〇円の付加保険料を納めた期間について、一月当たり二〇〇〇円で計算した額が、付加年金として老齢年金に加算されています。この付加保険料は、強制加入か任意加入かに関係なく、任意に納めて、付加年金を受けることができます。

改正後は、この制度は自営業者など第一号被保険者だけに適用され、厚生年金や共済組合の加入者(第二号被保険者)やその被扶養配偶者(第三号被保険者)には適用されないこととなります。

このため、現在、国民年金に

任意加入しているサラリーマンの奥さんのほとんどは、改正後は付加保険料を納めることができなくなり、改正前に付加保険料を納めていた人は、過去に納めた月数分の付加年金が老齢年金に加算して支給されます。

2 寡婦年金

現在は、老齢年金の受給資格期間を満たした夫が死亡したときに夫に扶養されていて、死亡したときまでひき続き十年以上婚姻関係があった妻に、六十歳から六十五歳になるまでの間支給されています。

今回の改正でも、第一号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間も含む)が二十五年以上ある場合には、これまでと同様に寡婦年金が支給されます。年金額は、現在は夫が受けるはずの老齢年金の二分の一ですが、改正後は第一号被保険者の期間に相当する老齢基礎年金の四分の三になります。

3 死亡一時金

現在は、保険料を三年以上納めた人が、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子(準母子)年金のいずれも受けないまま死亡したときに、故人といっしょに生活していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に支給されています。

保険料を納めた期間	現在	改正後
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	126,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

改正後は、第一号被保険者として保険料を三年以上納めた人(死亡したとき被保険者でなくともよい)は現行と同じが、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されることとなります。また、死亡一時金の額も前頁の表のように引き上げられます。なお、付加保

険料を三年以上納付している場合には八、五〇〇円が加算されます。

4 特別一時金

現在、国民年金の老齢年金、障害年金または母子年金のうち二つ以上の給付が同時に同一人について発生したときは、その選択する一つの給付が支給され、それ以外の給付は支給停止とされます。しかし、異なる制度間においては、年金制度への適用の形態のちがいに一人が二つ以上の年金を受けることがあり、不公平が生じていました。

改正後は、各制度を通ずる基礎年金が導入され、これに乗せられる報酬比例の年金と一体のものとして、制度間を含めて一人一年金の原則が適用されます。

この原則を適用するため、改正後は特別一時金の支給という措置がとられます。

ア 受給要件

改正法の施行日において国民年金、厚生年金保険の障害年金や障害基礎年金(改正前の障害福祉年金が裁定替えされたものに限り)などの受給権があり、かつ、これらの障害年金等

を受ける権利を有するに至った日から施行日までの期間について国民年金の保険料納付済期間を有する人が、特別一時金の支給を請求することができます。ただし、その支給を請求するまでの間において国民年金法の障害年金(障害福祉年金を除く)、母子年金(母子福祉年金を除く)等の支給をうけたことがないこと等いくつかの要件が定められているほか、請求できる時期等具体的な事項は政令で定められることとなっています。

イ 特別一時金の額

昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて政令で定めるところにより算定した額とされています。

年金額の物価スライド制

物価が上がっても年金の価値が下がらないように、物価の上昇に応じて年金額も自動的に上がります。これを物価スライドといいますが、これを物価スライドと違って国民年金や厚生年金などの公的年金だけにある大きな特徴です。年金額の物価スライド制は、昭和四十六年の改正でとり入れ

たもので、消費者物価が5%をこえて変動すると、厚生年金は翌年度の十一月、国民年金は一月に、その率に応じて年金額を改定するものです。

改正後は、物価指数が「年度平均」から「年平均」に改められ、年金額を改定する時期も、国民年金・厚生年金とも翌年の四月にくり上げられます。

さらに、これまでは基本部分だけスライドが適用されていましたが、新たに加算部分にもスライドが適用されることになり

自分の年金です

「新国民年金のすがた」と題し、新しくなった国民年金制度の概要を①(第一九〇号)から⑦までお知らせして来ましたが、皆さんはこの制度をどのように感じられたでしょうか。

制度自体が充実したと云われますが、以前に増して複雑になったようです。例えば、同じサラリーマンの奥さんでも、被扶養配偶者である場合には、年金保険料を自分で払わなくて済む第3号被保険者となり、被扶養でない場合は、第一号被保険者となって自分で年金保険料を支

払わなければなりません。又、新法適用者の国民年金と厚生年金など公的年金制度を合算して年金給付を請求する場合(従来通算老齢年金)は、役場へ請求するのではなく、郡山社会保険事務所へ直接請求することになっていきます。

新国民年金制度は、急速に到来する高齢化社会に対応するため底辺である被保険者を全国的に拡大すると共に40年間、加入を基本とするものです。この長い間には多くの異動もあると考えられます。

現在でも自分の記録のわからない人や不明の人が数多くいますのでこの傾向は今よりも増すと思われれます。ぜひ、自分の記録は、記載したものを自分で、管理することが肝要です。

しかしながら、国民年金ばかりでなく公的年金と言われる金への年金への加入は、究極のところ自分のためです。

保険料を支払うことにより自分の年金受給権を得る、と言うことになります。つまり、保険料を定められた期間を納入すればもらうことができるが、そうでない人は受給出来ないのは当然です。

皆さんも、もう一度「ご自分の年金」を考えてみませんか。



あなたも

ねらわれている①

悪質な訪問販売

最近、家庭や職場等での悪質な訪問販売が増えています。セールスマンが戸別訪問して、説明しながら商品を売ったり、販売契約をしてゆくものです。

消費者は、時間や手間をかけるに居ながらにして商品を購入できる利点がありますが、又強引なしつこくねばる売り方によって、不必要な商品を購入してしまう危険もあります。

▼氏名等の明示……訪問の際、セールスマンは、氏名・目的等をつけなければなりません。

▼書面の交付……販売価格等記載した書面をもらいましょう。

▼契約、申込みの撤回(クーリングオフ)……契約又は、申込みをしてから、七日以内であれば、無条件で、解約又は撤回が

「行政相談委員」は身近かな相談役

「国の仕事によって不利益を被った」、「役所の事務処理が遅い」このような行政に対する苦情や

できます。(ただし、現金一括払い及び指定商品で消耗性のある商品は、使用した場合は無条件解約はできません)。

皆さんも、訪問販売について困った事、聞きたい事がありましたら左記にご相談下さい。

○福島県消費生活センター (〇二四四) 二二一〇九九九

及び、二二一〇一一一(県庁)

○村役場商工観光課

☎二五一一一一(内三四一)

(二)

開運商法

「今、この印鑑やつほを買ったと幸せになれる」といって、印鑑やつほを売りつける。



疑問が生じたとき、大変心強い味方となってくれるのが「行政相談委員」です。行政に関する相談を受けると必要な助言をして、皆さんからの相談を一つひとつ解決していきます。行政相談委員は「行政相談委員法」に基づいて、総務庁長官から委嘱された民間の有識者です。ボランティアとして無報酬で活動しています。

相談を申し出る場合は、直接委員の所に出向かれるか、電話で問い合せても結構です。相談は無料です。村でも今まで宮城彌氏(上新田)が昭和五十二年から十年間、委員として皆さんの相談に応じておりましたが、三月三十一日付をもって退任されました。後任委員として次の方が委嘱されました。

新行政相談委員

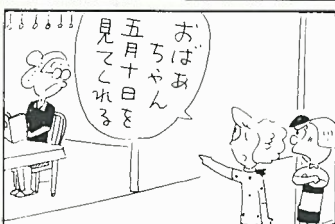
安部 正英

小田倉字後原百七十番地 ☎二五一一三六五五

宮城さん長い間ご苦労様でした。安部さんよろしくお願ひします。

さわやか君

西郷村 宗



福島県立医科大学附属病院が 移転します

1. 移転先

- 福島市光が丘1番地（旧福島市松川町浅川地内）
- 電話（0245）48-2111
〔5月28日（休）から〕

2. 交通機関

- （1） 自家用車（福島駅から南バイパス約十五分）
駐車場（患者用）約600台
- （2） バス
福島駅からバスが運行されます。

その他、ご不明な点がございましたら、福島県立医科大学総務課〔0245-21-1211〕にお問い合わせください。

無料で応じます

交通事故の相談

◆時間

- ・午前9時半～午後4時40分（平日）
- ・土曜日は正午まで（第2・第3土曜日は休みます）

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。

◎弁護士相談日：毎週木曜日午後1時～4時

福島自動車保険請求相談センター

福島市栄町10-21 住友生命福島ビル5階

福島調査事務所内

☎0245-21-1295（直通）

0245-23-3471

電話のご相談もお受けします

おしらせ



住宅・宅地の分譲開始！

県住宅供給公社では住宅と宅地の購入者を募集いたします。

▶募集団地・戸数

種別	団地	上野原
宅地分譲		19区画
建売住宅		3棟

※宅地分譲

宅地のみを分譲するもので、後でお好みの住宅を建てられます。契約上、建物の建築時期などの制限はありません。

※建売住宅

低金利の住宅金融公庫融資（年利4.7%25年償還）も利用でき、一層購入しやすくなりました。

▶受付期間

昭和62年5月1日から5月13日まで

※受付期間後は、随時先着順に

受付いたします。

▶申込受付・問い合わせ

西郷村役場企画調整課

☎0248(25)1111

県住宅供給公社販売推進課

☎0245(21)5520

自動車をお持ちの皆さんへ

5月は、自動車税の納期です。お早目に最寄りの銀行、郵便局、農協等から納めましょう。

人権擁護委員制度を

ごそんじてすか

全国の人権擁護委員は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせております。

私たちの村にも村長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

○西郷村大字小田倉字後原66

林 邦 郎

☎25-2041

○西郷村大字熊倉字火打山61

小 針 大 一

☎25-1212

○西郷村大字真船字芝原957

萩 原 時 子

☎25-0203

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に御相談下さい。

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 下羽太団地 1戸
構造 簡易耐火構造家建
種別 第1種
部屋数 3部屋
家賃 月額 11,000円

敷金は家賃の2ヶ月分、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課（☎25-1111 内線353）にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。